

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年4月9日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 0件

3. G III グレード 3件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	5号機	原子炉建屋送風機(A)吸込側ゴム製ダクト部に微小な穴が開いていることを確認した。当該部を点検・修理。	
2	7号機	原子炉建屋(主蒸気管トンネル室)とタービン建屋の間(管理区域)にあるブローアウトパネルに破損を確認した。当該パネルを点検・修理。なお、原子炉建屋の負圧は維持されている。	
3	その他	環境管理棟大型灰化炉の点検時、ヒーター結線端子に割れ、灰化炉開口部にひび割れ、および排気管出口部に溶接の剥がれを確認した。当該灰化炉を修理。	